

教第 76 号議案

神戸市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則の件  
神戸市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成30年2月13日提出

神戸市教育委員会

教育長 雪村新之助

神戸市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市奨学金条例施行規則（昭和34年4月教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「1,200円」を「800円」に改め、同条第2号中「1,600円」を「1,200円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成26年3月31日以前から高等学校、特別支援学校の高等部又は高等専門学校に在学している者に係るこの規則による改正後の神戸市奨学金条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定の適用については、新規則第2条第1号中「800円」とあるのは「7,000円」と、新規則第2条第2号中「1,200円」とあるのは「14,000円」とする。

理 由

国による「高校生等奨学給付金制度」の支給額増額に伴い神戸市奨学金制度を見直すにあたり、規則を改正する必要があるため。

神戸市奨学金条例施行規則 ぬきがき

( \_\_\_\_\_ は, 改正部分を示す。)

( 現 行 )

( 改 正 案 )

( 奨学金の額 )

第 2 条 条例第 5 条に規定する奨学金の額は, 次のとおりとする。

- (1) 国立若しくは公立の高等学校, 特別支援学校の高等部又は高等専門学校に在学する者 1,200 円
- (2) 私立の高等学校又は高等専門学校に在学する者 1,600 円

800 円

1,200 円

【参考】非課税世帯への就学支援に関する制度の変遷【全日制の場合】

平成 30 年度影響額	
公立	高校生等奨学給付金 +5,000
	神戸市奨学金 -4,800
私立	高校生等奨学給付金 +5,000
	神戸市奨学金 -4,800

～平成 25 年度	平成 26・27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度(案)
<p>●公立高校 202,800 円</p> <p>84,000 (神戸市奨学金) 118,800 (高校無償化)</p> <p>●私立高校 475,600 円</p> <p>168,000 (神戸市奨学金) 70,000 (県授業料軽減補助) 237,600 (就学支援金)</p>	<p>第 1 子の高校生がいる世帯</p> <p>●公立高校 204,200 円</p> <p>48,000 (神戸市奨学金) 37,400 (高校生等奨学給付金) 118,800 (就学支援金)</p> <p>●私立高校 478,800 円</p> <p>60,000 (神戸市奨学金) 39,800 (高校生等奨学給付金) 82,000 (県授業料軽減補助) 297,000 (就学支援金)</p> <p>※高校生等奨学給付金は H27 の支給額 (H26 は 38,000 円)</p>	<p>第 1 子の高校生がいる世帯</p> <p>●公立高校 208,300 円</p> <p>30,000 (神戸市奨学金) 59,500 (高校生等奨学給付金) 118,800 (就学支援金)</p> <p>●私立高校 482,200 円</p> <p>36,000 (神戸市奨学金) 67,200 (高校生等奨学給付金) 82,000 (県授業料軽減補助) 297,000 (就学支援金)</p>	<p>第 1 子の高校生がいる世帯</p> <p>●公立高校 209,000 円</p> <p>14,400 (神戸市奨学金) 75,800 (高校生等奨学給付金) 118,800 (就学支援金)</p> <p>●私立高校 482,200 円</p> <p>19,200 (神戸市奨学金) 84,000 (高校生等奨学給付金) 82,000 (県授業料軽減補助) 297,000 (就学支援金)</p>	<p>第 1 子の高校生がいる世帯</p> <p>●公立高校 209,200 円</p> <p>9,600 (神戸市奨学金) 80,800 (高校生等奨学給付金) 118,800 (就学支援金)</p> <p>●私立高校 482,400 円</p> <p>14,400 (神戸市奨学金) 89,000 (高校生等奨学給付金) 82,000 (県授業料軽減補助) 297,000 (就学支援金)</p>
	<p>第 2 子以降の高校生がいる世帯</p> <p>●公立高校 248,500 円</p> <p>129,700 (高校生等奨学給付金) 118,800 (就学支援金)</p> <p>●私立高校 517,000 円</p> <p>138,000 (高校生等奨学給付金) 82,000 (県授業料軽減補助) 297,000 (就学支援金)</p>	<p>第 2 子以降の高校生がいる世帯</p> <p>●公立高校 248,500 円</p> <p>129,700 (高校生等奨学給付金) 118,800 (就学支援金)</p> <p>●私立高校 517,000 円</p> <p>138,000 (高校生等奨学給付金) 82,000 (県授業料軽減補助) 297,000 (就学支援金)</p>	<p>第 2 子以降の高校生がいる世帯</p> <p>●公立高校 248,500 円</p> <p>129,700 (高校生等奨学給付金) 118,800 (就学支援金)</p> <p>●私立高校 517,000 円</p> <p>138,000 (高校生等奨学給付金) 82,000 (県授業料軽減補助) 297,000 (就学支援金)</p>	<p>第 2 子以降の高校生がいる世帯</p> <p>●公立高校 248,500 円</p> <p>129,700 (高校生等奨学給付金) 118,800 (就学支援金)</p> <p>●私立高校 517,000 円</p> <p>138,000 (高校生等奨学給付金) 82,000 (県授業料軽減補助) 297,000 (就学支援金)</p>

- ※① 「神戸市奨学金」を除く各制度は、いずれも高校入学後にお手続き(申請)が必要になります。
- ※② 「神戸市奨学金」は中学 3 年生時点での予約募集の他に、高校等在学生を対象に「追加募集」を実施することがあります。(6 月頃予定)
- ※③ 各制度は、審査方法、審査時期等が異なるため、審査結果が上記表と合致しないことがあります。
- ※④ 授業料助成である「就学支援金」、「県私立高校授業料軽減補助」は、高校を通じて補助されます。(高校が代理受領します。)
- ※⑤ 「県私立高校授業料軽減補助」の補助額は、兵庫県内私立高校(通信制除く)に通学する場合の額であり、補助額の上限は、各学校の授業料から「就学支援金」を差し引いたものになります。
- ※⑥ 「神戸市奨学金」を除く各制度の支給額は平成 28 年度のもので、平成 29 年度は支給額等、制度が変更される場合があります。
- ※⑦ 「神戸市奨学金」の受給有無にかかわらず、「高校生等奨学給付金」、および授業料助成である「就学支援金」、「県私立高校授業料軽減補助」は申請ができます。(併給可)

事 項	前 年 度 予 算 額	平成30年度 予算額(案)	比 較 増 △ 減 額	備 考
	百万円	百万円	百万円	
(4)高校生等への修学支援	380,475	384,114	3,639	
<p>○概要： 全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等の授業料に充てるために高等学校等就学支援金を支給するとともに、低所得世帯に対しては、授業料以外の教育費について、各都道府県が実施する高校生等奨学給付金事業を支援することで、家庭の教育費負担の軽減を図る。</p> <p>◆高等学校等就学支援金交付金等 370,835百万円(366,849百万円)</p> <p>&lt;内訳&gt; 高等学校等就学支援金交付金(新制度・旧制度) 367,812百万円  公立高等学校授業料不徴収交付金(旧制度) 1,500百万円  高等学校等就学支援金事務費交付金 3,008百万円</p> <p>○対象となる学校種  国公立の高等学校、中等教育学校(後期課程)特別支援学校(高等部)、高等専門学校(1～3年生)、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程(中学校卒業者を入所資格とするもの)を置くもの、各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校、海上技術学校。</p> <p>○年収約910万円(市町村民税所需額304,200円)以上の世帯の生徒等については、所得制限を設定。</p> <p>○私立高校等に通う低所得世帯の生徒については、授業料負担が大きいため、所得に応じて就学支援金を1.5～2.5倍した額を上限として支給。</p> <p>◆高校生等奨学給付金(奨学のための給付金) 1,327.9百万円(1,362.5百万円)</p> <p>・生徒数及び申請者数の減少に伴う給付対象者数の減 -77.2百万円  ・非課税世帯【全日制等】(第1子)の給付額の増額 +42.6百万円</p> <p>●非課税世帯【全日制等】(第1子)の給付額の増額により低所得世帯の更なる教育費負担の軽減を図る。</p> <p>【給付額】</p> <p>○生活保護受給世帯【全日制等・通信制】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国公立の高等学校等に在学する者 年額 32,300円</li> <li>・私立の高等学校等に在学する者 年額 52,600円</li> </ul> <p>○非課税世帯【全日制等】(第1子単価)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国公立の高等学校等に在学する者 年額 75,800円 → 80,800円(+5,000円)</li> <li>・私立の高等学校等に在学する者 年額 84,000円 → 89,000円(+5,000円)</li> </ul> <p>○非課税世帯【全日制等】(第2子以降単価)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国公立の高等学校等に在学する者 年額 129,700円</li> <li>・私立の高等学校等に在学する者 年額 138,000円</li> </ul> <p>○非課税世帯【通信制】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国公立の高等学校等に在学する者 年額 36,500円</li> <li>・私立の高等学校等に在学する者 年額 38,100円</li> </ul>				